

2006年度 同志社大学大学院

司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程

入学試験 第2次審査

試験問題

## 法律科目試験 (商 法)

解答用紙は問題ごとに分かれているので、注意すること。

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 問題紙の本文は、1枚である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
3. 解答用紙は、第1問が2枚1組、第2問が2枚1組の計4枚である。解答用紙の左上にそれぞれ問題番号が記載されているので、必ず対応する解答用紙に解答を記入すること。
4. 各解答用紙の右上に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目の解答用紙の受験番号欄にも受験番号をペンで正確・明瞭に記入すること。
5. 解答は、黒色のペンまたは鉛筆で記入すること。
6. 試験開始後は、終了まで試験場から退出できない。
7. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示に従わない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させる。
8. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。

2006年度 同志社大学大学院  
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程  
入学試験問題 法律科目試験

(商 法)

---

次の問1、問2の両方を解答しなさい。

第1問

株式会社マルタンは平成5年に設立され、平成17年9月現在、その資本金は4億円、負債総額は20億円である。同社の定款には、目的として「健康食品の製造・販売およびこれに付帯する事業」の定めがある。同社の発行済株式は4万株であるが、定款は、「会社が発行する株式の総数」が10万株であると定める。株式の譲渡には取締役会の承認が必要である旨の定款規定がある。同社の定款に株券についての定めはなく、同社はこれまで株券を発行したことはない。

東山三六はマルタン株式1万株を所有していたが、その全てを北山十三に譲渡する旨の書面を北山に交付した。北山がこの書面をマルタン社に示し、自分への名義書換を求めたところ、同社はこれを拒否した。譲渡について取締役会の承認がない上、東山から北山に株券が交付されていないことが拒否の理由である。

現行商法の下で、北山がマルタン社から名義書換をしてもらうか、東山に支払った代金に近い金額を回収するには、どのような手続を踏めばよいか。

第2問

旅行代理店業を定款の事業目的とする株式会社Aが、定款変更のないまま、テーマパークの経営および、テーマパーク内での不動産の賃貸業に乗り出した。

- (1) A社のテーマパークにおける資材買入れ取引の効力について論ぜよ。
- (2) テーマパーク事業に失敗し、A社に損害が発生した。A社取締役の会社に対する責任について論ぜよ。

以上